

港北区共募発第 19 号
令和 4 年 7 月 22 日

自治会・連合町内会長 各位

共同募金会港北区支会
支会長 高橋 静明

「共同募金港北区だより」の全戸配布について（依頼）

時下ますますご清祥のこととお慶び申しあげます。

日頃から共同募金運動につきまして、格別のご配慮及びご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、本年も 10 月 1 日からの共同募金運動実施にあたり、広く区民の皆様に周知を図るため、自治会町内会を通じて「共同募金港北区だより」の全戸配布を行いたいと存じます。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮に存じますが、ご理解ご協力を賜りますようお願い申しあげます。今年度も新型コロナウイルスの感染のリスクを考慮し、可能な範囲でのご協力を賜りますようお願い申しあげます。

1. 「共同募金港北区だより」の概要

(1) 体裁 A4 版両面 2 色刷 1 枚

※参考資料 令和 3 年度「共同募金 2021 港北区だより」

(2) 内容 令和 3 年度共同募金実績及び配分実績

令和 4 年度共同募金運動への協力依頼

2. 送付時期

令和 4 年 8 月下旬（「広報よこはま港北区版」9 月号と同時期）

3. 送付方法

配達業者から、各自治会町内会の広報配布担当者様あて直接送付します。

4. 配送手数料

1 部につき 2 円でお願いいたします。

（募金活動終了後、共同募金事務費とあわせて連合単位にて送金します。）

【お問い合わせ】

共同募金港北区支会

（横浜市港北区社会福祉協議会内）

担当：佐藤・中村

電話：045-547-2324

FAX. : 045-531-9561

E メール : hokuhoku@kouhoku-shakyo.jp

港北区だより

じぶんの町を良くするしくみ。
赤い羽根共同募金



神奈川県共同募金会横浜市港北区支会
〒222-0032港北区大豆戸町13-1 吉田ビル206
横浜市港北区社会福祉協議会内
TEL.045(547)2324 FAX.045(531)9561

あたたかいご支援ありがとうございました。昨年、皆さまからお寄せいただいた寄付金は下記のとおり配分され、地域福祉活動に役立てられました。



皆さまからお寄せいただいた寄付金総額

43,651,058円

寄付金は赤い羽根募金と年末たすけあい募金を合計した金額です。

赤い羽根募金…19,527,024円 + 年末たすけあい募金…24,124,034円



共同募金PR大使
野毛山動物園の
グレビーシマウマ
「ココロ」



赤い羽根募金のつかいみち

配分総額 **19,527,024円**

- | | |
|------------------------|------------|
| ◎社会福祉施設・団体 | 4,590,000円 |
| ○保育所 | |
| ○地域活動支援センター | |
| ○障害者グループホーム | |
| ○移動サービス団体 | |
| ◎区社会福祉協議会事業 | 6,353,937円 |
| ○広報啓発事業 | |
| ○港北区地域福祉保健計画「ひっとプラン港北」 | |
| ○生活支援体制整備事業 | |
| ○社会福祉団体事業助成事業など | |
| ◎県内の社会福祉団体 | 8,583,087円 |

年末たすけあい募金のつかいみち

配分総額 **24,124,034円**

- | | |
|---|-------------|
| ◎区内要援護者世帯 | 2,217,000円 |
| ○知的・肢体不自由児者、ひとり親世帯、高齢者、生活困難世帯など | |
| ◎社会福祉施設 | 860,000円 |
| ○障がい者・地域作業所、地域活動ホームグループホーム、学童保育、小規模通所授産施設、その他福祉施設 | |
| ◎区内的社会福祉団体 | 18,870,505円 |
| ○障がい児訓練会、当事者団体、地域ミニデイサービス、会食・配食サービス、送迎サービス、地域支援ボランティア、地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、老人クラブなど | |
| ◎区社会福祉協議会の事業費 | 2,176,529円 |
| ○募金活動資材購入、社会福祉団体助成事業など | |

ありがとう！

港北家事介護ワーカーズ・コレクティブいずみ

私たちは、高齢世帯の食事準備や掃除等「家事介護」を通じて、地域で助け合いの仕組みづくりに取り組んでいます。

皆さまのあたたかい募金は、私たちの事業活動がより良くなれるよう活用させていただきます。本当にありがとうございます。



寄付金が配分されるまで



4月中旬～6月末



10月1日～



11月～翌年2月末



翌年3月中旬



翌年4月～

港北区社協も
食料の提供を受け、
困窮世帯の支援に
活用しました。



「神奈川県共同募金会の新型コロナ感染下の取り組み」

令和2年度、全国の都道府県共同募金会が一体となって取り組んだ「赤い羽根子どもと家族の緊急支援全国キャンペーン」では、県内で支援を必要としている方々を支えることでも食堂やフードバンチャー、フードバンクなどの活動に対して緊急配分を行いました。資金面を支える緊急配分事業にあわせ、企業から寄贈していただいたお米、レトルトカレー、日用生活品などの物資が、こども食堂が行うフードバンチャー活動や、県内のフードバンク、生活困窮者支援を行う社会福祉協議会に提供され、「食」を中心とした物資による緊急支援事業についても重点的に取り組んでいます。

10月1日から赤い羽根共同募金が始まります。今年も皆さまのご協力をお願いいたします。

令和3年度共同募金運動の全国共通テーマは 「つながりをたやさない社会づくり」です。

新型コロナウイルス感染への対応が長期化し、たくさんの方々がさまざまな形での支援を必要としています。生活に困窮されている方、居場所を失い孤立している方、生活や教育環境の変化を余儀なくされている子どもたち。

私たちはいま未曾有の事態に直面し、人ととの接する機会を制限される中、失いかけていた「つながり」や「支え合い」の大切さに気づかされました。さらに、近年、国内では毎年記録的な大雨等により大規模災害が発生し、多くの方々が避難生活を余儀なくされるなど、誰もが住み慣れた町で安心して暮らしていきたいという当たり前の願いが、一層深まっています。

ことしの共同募金運動は、昨年から継続して「つながりをたやさない社会づくり」を全国共通テーマに掲げて、緊急的な対応が求められているコロナ禍での支援事業や災害支援事業とともに、神奈川県内の地域福祉を推進してまいります。



共同募金は、民間が行う寄付金募集として、毎年、厚生労働大臣の告示により実施する「たすけあい」の運動です。

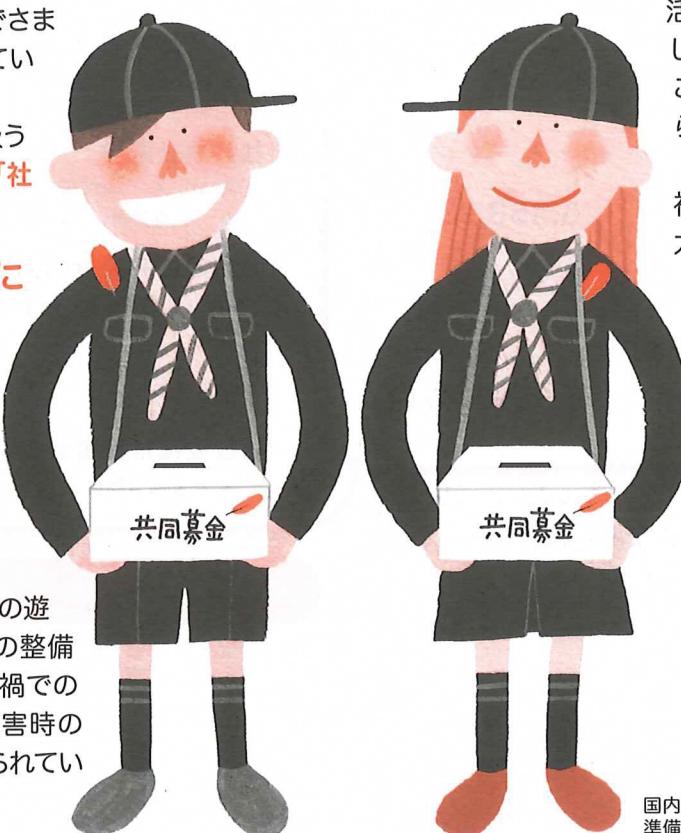
昭和22年、戦後復興の一助となることを目的として始まった共同募金は、現在では、皆さまがお住まいの地域の中でさまざまな福祉活動に役立てられています。

皆さまの善意を適正に取り扱うために、募金の使いみちなどが「社会福祉法」で定められています。



募金の7割は、あなたの町の高齢者や障がい者の家事援助や配食・会食サービス、子育て支援などの草の根的ボランティア活動などに役立てられています。

募金の3割は、児童養護施設の遊具や障がい者施設の福祉車両の整備などへの支援をはじめ、コロナ禍での緊急支援活動や国内大規模災害時の災害ボランティア活動に役立てられています。



税制の特典があります!

○個人の場合は…所得税・住民税は2,000円を超える金額が寄付金控除の対象となります。

※故人の遺産を寄付される場合は、租税特別措置法第70条により「相続税」が非課税となる優遇措置があります。

○法人の場合は…「全額損金」扱いとなります。(詳しくは、本会までお問い合わせください)

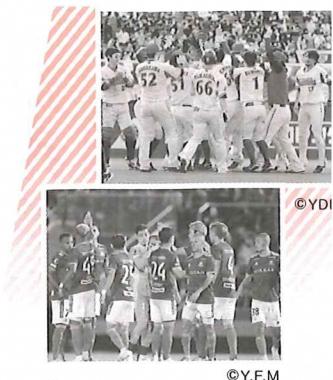
●共同募金の使途は、「ねっと」で公開しています。 <https://www.akaihane.or.jp/hanett>

●社会福祉法人神奈川県共同募金会では、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日・法律第57号)に基づき、個人情報を適正に取り扱います。●寄付のご相談・ご照会は、社会福祉法人神奈川県共同募金会までご連絡ください。
〒221-0825 横浜市神奈川区反町3丁目17番2 神奈川県社会福祉センター6階 電話 045-312-6339

赤い羽根共同募金にご協力をお願いします!

[募集期間] 10月1日～3月31日 (※)

※新型コロナウイルス感染症の社会的な影響を踏まえて、例年の募金期間である10月1日から

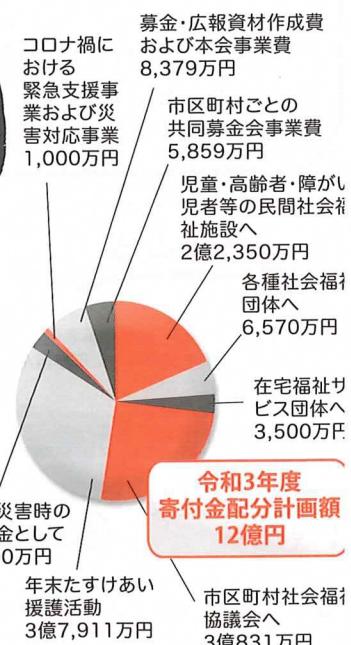


★横浜DeNAベイスターズ
★横浜F・マリノス
ともに赤い羽根共同募金を
応援しています



地域福祉を進めるために、活動資金をあらかじめ把握して、計画的に募金を行うことが「社会福祉法」で定められているからです。

募金は任意ですが、地域福祉を応援するためにご協力ををお願いします。



「令和3年度の目標額は
12億円」

じぶんの町を良くするしくみ。
赤い羽根共同募金

